

2022年3月1日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ッ プ ス 代表者名 代表取締役社長 山﨑 祐一郎 (コード番号:6172 東証マザーズ) 問合せ先 管 理 本 部 長 原 大 輔 (TEL.03-5962-6450)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 2 月 28 日開催の取締役会において、2022 年 3 月 30 日開催予定の第 14 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更は以下のとおり。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	<削除>
みなし提供)	

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすこと

< 新設 >

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

附則

ができる。

< 新設 >

附則

(定款第14条の変更に係る効力発生日) 第2条 定款第14条(株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供)等の削除 および定款第14条(電子提供措置等)の新設 は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法 律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日(以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会とこれては、定款第14条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生 2022年3月30日(水) 2022年3月30日(水)

以上